

読書活動推進の現状

—静岡県の場合—

安藤勝志

(一) 読書と人間

人間は何のために読書をしなければならないのであろうか。それは人間が何のために学問をしなければならないのかという問題と同じく難問である。簡単には答えられない問題であるが、それについての一つの答えがある。山田洋次監督の映画「たそがれ清兵衛」の主人公井口清兵衛は裁縫の稽古をしながら論語の素読に励む十歳の長女萱野に「おとはん、針仕事習って上手になれば、いつかは着物や浴衣が縫えるようになるやのう」(中略)「んだば、学問したら何の役さ立つのだろうの」と学問の効用について問われ、内職の虫籠作りの手を止めて「いいか、萱野、学問せば自分の頭でものを考えることが出来るようになる。自分の頭でものを考えれば、知ることがたくさん出てくる。それを一つ一つ考えてわかっていくと、お前は豊かな人間になれる。この先世の中どう変っても、考える力を持っていれば何とかして生きて行くことが

出来る。これは男も女も同じことだ」と答える。この会話は映画の原作である藤沢周平の短編小説「たそがれ清兵衛」・「祝い人助八」・「竹光始末」のいずれにも出ていない。山田監督の強い意志が感じられるシーンである。清兵衛の答えは教養としての学問の意義について述べたものであるが、これは読書の効用についてもいえることである。読書は単なる知識の量を増すためのみの行為ではない。読書は思考力や問題解決能力の育成、豊かな自己形成のために行うべきものである。

近年、かつては世界のトップ水準にあった日本の青少年の基礎的学力、その低下が懸念されている。特に「読解力」においてその傾向は著しいといわれている。平成十六年十二月七日に公表された経済協力開発機構(OECD)の国際的な学習到達度調査では、日本の十五歳の読解力は世界四十一カ国・地域中十四位であった。(二月八日『朝日新聞』朝刊)その原因の一つとして読書量の低下が指摘されている。資源に恵まれず、人材こそが貴重な財産である日本にとっては、まさに危機的状況といわなければ

ならない。もちろん、国もそれを放置していたわけではない。すでに平成十一年には翌年を「子ども読書年」とする衆参両院の決議がなされ、平成十二年には「国際子ども図書館」が設立された。平成十三年には議員立法による「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成一三年法律一五四号）が制定されている。その第二条には「子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」とその基本理念が定められている。その基本理念の上に立ち、平成十四年には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が示されている。その第一章の「はじめに」では子どもの読書離れの現状とそれを解決する必要性、第二章の「基本的方針」では子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取り組みの推進、子どもの読書活動に関する理解と関心の普及、第三章の「子どもの読書活動の推進のための方策」では家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進、子どもの読書活動を推進するための施設、設備その他の諸条件の整備・充実、図書館間協力等の推進、啓発広報等、第四章の「方策の効果的な推進に必要な事項」では推進体制等、財政上の措置について具体的な計画を

提示している。さらに郵政民営化法案の審議で揺れ動いた平成十七年度の通常国会でも超党派の「活字文化議員連盟」の議員提案による「文字・活字文化振興法案」が全会一致で成立している。この法案の第三条「基本理念」には「文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭、その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない」とあり、国語の尊重や言語力涵養の必要性に言及している。国および地方公共団体、図書館および学校教育の役割についても定められ、第十二条には「国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする」とその「財政上の措置等」について定められている。

このように読書活動の推進は国をあげてのプロジェクトとなりつつあるが、それを受けて各地方公共団体はどのような取り組みをしているのであろうか。その具体例として静岡県の場合を見てみたい。静岡県は推計人口三百八十万三千二百二十二人（平成一七年七月一日現在）、自然や気候に恵まれているとはいえ、東京都のように日本の政治や文化の中心地ではない。しかし、一流企業もその新開発した商品のテスト販売を静岡市で試みた上で全国販売するといわれている。その静岡市は推計人口七十万九千八百六十人（平成一七年六月三〇日現在）、静岡県の県庁所在地であり、

平成十七年四月一日に政令指定都市の指定を受けたばかりという典型的な地方都市にすぎない。しかし、その反面、典型的であるがゆえに、全国の地方都市の平均的位置を占めているともいえるのである。その静岡市を県都とする静岡県は日本の縮図ともいえるのである。

(二) 静岡県における読書推進活動

「子どもの読書活動の推進に関する法律」、その第九条には「都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の状況を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない」という条文がある。静岡県もその条文に従って、平成十五年度に「静岡県子ども読書活動推進会議」を設置した。その構成は学校関係三名（小学校校長・高校校長・盲学校校長）、民間三名（子育て関係・PTA・読み聞かせネットワーク）、行政二名（県子育て支援室長・市町村教育長）、図書館関係二名（県立図書館長・市町村立図書館長）、学識経験者一名（大学助教授）の計十一名であった。会議では委員長の恩田征弥静岡県立中央図書館長を中心に「静岡県子ども読書活動推進計画―『読書県しずおか』をめざして―」（平成十六年一月発行）がまとめられた。この推進計画は、静岡県下すべての子ども

たちが自主的に読書活動を行うことを可能にするための「読書環境の整備、読書機会の提供、読書活動の啓発」と「県民一人一人の「生涯を通じた読書習慣の確立」を基本方針として、平成二十二年（二〇一〇）までの方向を示したものである。その体系と施策の重点は次の六点である。まず第一点は「家庭における子どもの読書活動の推進」である。その内容は読書の重要性についての理解の促進と親子読書等の奨励である。第二点は「地域における子どもの読書活動の推進」である。その内容は公立図書館の設置促進、専門的職員の養成および配置の促進、読み聞かせグループ等の活動や関係機関等との連携した取組の促進、県立中央図書館の子ども読書活動支援機能の充実、幼稚園・保育所の図書コーナーの整備および職員等の研修の充実の促進、その他関係機関の子ども読書活動事業の促進（ブックスタート活動等）、読書ボランティアの養成、地域活動への支援等である。第三点は「学校における子どもの読書活動の推進」である。その内容は研修による教職員への啓発と協力体制の確立の促進、年間活動計画作成の促進、朝読書、読み聞かせ等の実施、目標読書冊数の設定、計画的な学校図書館図書資料等の整備の促進、学校図書館の情報化の促進、司書教諭の配置促進と授業時数の軽減等、学校司書の全校配置の促進、学校図書館担当職員の研修等の充実、ボランティアとの連携の促進等である。第四点は「図書館間等の連携による子どもの読書活動の推進」である。その内容は公立図書館間の情報ネットワーク化の推進、資料搬送網の整備、学校図書館と公共図書館の

連携（公立図書館の図書資料等やレファレンス機能の活用、合同研修会の開催等）、県内の大学や教育機関および国際子ども図書館との連携等である。第五点は「啓発・広報等の推進」である。その内容はホームページを活用した情報提供、ブックリストの作成、読書週間および「子ども読書の日」等における啓発・広報の推進、読書関連イベントを通じての啓発・広報等である。第六点は「推進・支援体制の整備等」である。その内容は「読書活動推進会議」の開催、市町村との連携、出版や書籍販売業界およびマスコミ等との連携等である。

平成十六年（二〇〇四）、平成十五年度の静岡県子ども読書活動推進会議がその必要性を提言した「静岡県読書活動推進会議」が発足した。まず次のような「静岡県読書活動推進会議設置要綱」が定められ、六月二日から施行された。

（設置）

第一条 静岡県における読書活動に関する施策の計画的な推進を図るため、静岡県読書推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第二条 推進会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (一) 読書活動推進のための施策に関すること。
- (二) 「静岡県子ども読書活動推進計画」の進捗管理に関すること。
- (三) その他必要な事項に関すること。

（組織及び運営）

第三条 推進会議の委員は、図書館、学校、民間、行政等の各代表者、学識経験者（別表）をもって構成し、静岡県教育委員会長が委嘱する。

二 委嘱期間は委嘱された日からその年度の三月三十一日までとする。

三 推進会議には委員長、副委員長を置く。委員長、副委員長は、静岡県教育委員会教育長が指名する。

四 委員長は、推進会議を総理し、推進会議を代表する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

五 推進会議は委員長が必要に応じて召集する。

六 委員長は、必要に応じ、委員以外の者に推進会議への出席を求めることができる。

（担当者会）

第四条 推進会議に担当者会を置く。

二 担当者会は、推進会議の下で、協議事項を調整する。

三 担当者会は、私学振興室、子育て支援室、高校教育課、義務教育課、養護教育課、社会教育課、県立中央図書館、県総合教育センターの各担当者をもって構成する。

（事務局）

第五条 推進会議の事務を処理するため、事務局を静岡県教育委員会社会教育課に置く。

(その他)

第六条この設置要綱に定めるもののほか、推進会議の開催、運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

この設置要綱に定められた「推進会議」においては静岡県内の子どもたちの読書活動推進に関する問題について協議するのみではなく、静岡県民全体の読書活動推進に関する諸問題にも取り組むことになった。その点は「静岡県子ども読書活動推進会議」とは異なる意味を持つ組織となった。

六月二十三日、第一回会議が開催され、要綱第三条に掲げられている委員の委嘱が行われた。その委員の構成は民間六名（地域活動連絡協議会長・読書推進運動協議会長・PTA連絡協議会理事・新聞社学芸部長・書店商業組合理事長・学生）、学校関係五名（県立高校長・県立聾学校長・公立小学校長・県立高校司書・小学校司書教諭）、行政二名（県健康福祉部子育て支援室長・町村教育長）、図書館関係二名（県立中央図書館長・富士市立中央図書館長）、学識経験者一名（大学教授）の計十六名である。この委員構成は官僚機構の委員に偏向せず、読書推進運動関係、マスコミ関係、書店関係、学生の代表等民間人を多く委員に加えているところに特色が認められる。同じく第三条第三項の委員長、副委員長の指名が行われた。委員長には浜松大学教授の安藤勝志、副委員長には静岡県読書推進運動協議会会長の錦織淑子が指名された。

次に関係各課・各機関から平成十六年度の事業計画の報告がな

され、それについて、各委員による質疑と提言が行われた。そこで報告され、年度内に実施された事業は次のとおりである。

まず読書活動推進事業の旗振り役である教育委員会の社会教育課では、重点事業として「読書県しずおか」づくり総合推進事業に取り組むことになった。その事業内容は、(一) 読書活動推進会議の開催、(二) 読書推進フォーラムの開催、(三) 子ども読書活動推進ホームページの作成、(四) 学校図書館の活性化研究、(五) 県民カレッジでの図書館ボランティア養成講座等の開催、(六) 啓発・広報の推進等である。特に八月二十七日、静岡市のグランシップで開催された読書推進フォーラムにおける作家大江健三郎の「書きなおすこと／読みなおすこと」と題する講演会には、〇〇〇名を超える聴衆を集めることができた。啓発・広報のために作成されたマスコット・キャラクターも好評であった。これは静岡県体のキャラクター「ふじっぴー」が本を開いているものであり、ポスターやバッジの作成に用いられた。その他、「読書県しずおかづくり標語コンクール」も行われた。

静岡県立中央図書館の重点事業は、「子ども図書研究室」の開設、静岡県横断検索システムの整備、市町村支援態勢の整備等である。その他、ビジネス支援、図書館職員研修の開催（県図書館協会との共催）、次期中期計画の立案、静岡県図書館大会の開催等の事業も含まれる。子ども図書研究室は「市町村図書館（室）職員、児童書・児童文学研究者、読み聞かせボランティア、子ども文庫関係者、学校図書館関係者」などへの支援を目的として、

六月十八日にオープンした。公立図書館ネットワーク化推進事業としての検索システム「おうだんくん」は三月十八日から運用が開始されている。県立図書館の職員が巡回車を利用して市町村立図書館を訪問支援も実施された。その一環として、「日えほんとしょかん」が六月五日に川根町、七月三日に由比町、九月二十五日に藤枝市、十一月十三日に榛原町、十一月十四日に富士川町において実施された。主としてキャリアアップや起業を目指す県民を対象とした「図書館活用・ビジネスセミナー」も開催された。七月三十一日には健康運動指導者古旗照美の「図書館活用でキャリアアップ」、九月十一日にはアナウンサー橋尚代の「仕事で資格

を生かす―放送現場と気象予報士の仕事とは?」、十一月十三日には大学教授日詰一幸の「NPOに欠かすことのできない図書館」、一月二十二日にはインキュベーションマンエージャー小出宗昭の「ヒット商品作りお手伝いします―図書館を活用した起業の仕方」、三月十五日には絵本作家わだことみの「『絵本・構成作家になるまで』そしてこれから」図書館はアイデアと仕事の「たから箱」の各啓発的講演会が開催された。八月八日に静岡県社会福祉会館で開催された「静岡県子ども読書フェスティバル」には四〇〇余名の入場者があった。静岡県図書館大会は、十一月二十二日、グランシップにおいて「図書館をもっと身近に暮らしのなかに」を総合テーマとして開催された。九〇〇余名の参加者があった。三月二十六日、静岡県社会福祉会館で開催された評論家柳田邦男の特別講演会「大人こそ絵本を」には三五〇余名の参加

者があった。

高校教育課の重点事業は、学校図書館活性化モデル事業における司書教諭および学校図書館担当事務職員地区別研修会の実施、国語力向上モデル事業における実践研究、学校訪問による指導、高等学校図書館研究会における助言等である。モデル校における実践や指導主事による指導に重点が置かれた。

義務教育課の重点事業は、司書教諭発令者研修会の開催、国語力の育成と読書活動の習慣化について研究を深めることをもくろきとした国語力向上モデル事業、学校図書館資源共有型モデル地域事業、朝読書や読み聞かせの充実、読書活動推進についての先進事例の作成・配布等である。本年度の司書教諭の発令者数は、小学校五三三校中三八二校、中学校二七三校中一九六校である。

養護教育課の重点事業は、盲学校、聾学校、養護学校等の指定校を中心として、学校図書館活性化研究事業の拡大、活性化の参考となる資料の提供を積極的に推進すること、図書館資料等の積極的な整備等である。障害のある子ども読書活動推進を目的に、特に研究指定校である県立の藤枝養護学校を中核として、その実践的な活動が展開された。

総合教育センターの重点事業は、子どもの読書推進と学校図書館活性化のための体制づくりにあり、具体的には読書指導講座の企画・運営、学校図書館に関する調査・研究、司書教諭の現状や要望に関する情報の収集、子ども読書推進、学校図書館活性化のための研究、指導等である。読書指導講座は、「児童・生徒の読

書活動に対する理解を深め、読書指導のあり方についてのさまざまな考え、読書活動支援のための手法、事例を参考にしながら指導力の向上と自校での推進方法の向上を図る」ことを目的に、小・中・高・盲・聾・養各学校の教員を対象として、七月二十七日と八月三日の両日、県立中央図書館において開催された。

平成十六年度の推進会議は四回開催された。第一回は六月二十三日、第二回は八月三日、第三回は九月二十九日、第四回は二月十八日である。そこでは静岡県における読書活動推進の進捗状況についての評価、さらには県の各課・各機関が実施する事業に関するさまざまな提言がなされ、県の読書活動推進事業に生かされることになった。十二月三日には現場視察を実施した。藤枝市立高洲中学校、静岡県立藤枝西高等学校、静岡県立藤枝養護学校の三校と吉田町立図書館である。高洲中学校や藤枝西高校は恵まれた環境の下に理想的な読書指導が行われていると思われる。しかし、藤枝養護学校における知的障害を持つ子ども読書指導は困難をきわめているように思われた。教職員の努力やボランティアの協力にも限界があり、県や教育委員会の物心両面からの支援が必要であると思われた。現在、吉田町立図書館は利用者に対する配慮や学校教育の現場との連携など理想的な運営がなされていると思われたが、吉田町のように平成の大合併から取り残された小規模の自治体には、今後は県や県立中央図書館の支援を必要とする時期が必ず来ると思われた。

静岡県における読書活動の推進は着実に進行していると思われる

が、課題もないわけではない。第四回の推進会議で報告された「子どもの読書活動の現状」(教育委員会社会教育課)によれば、四月の不読者率は小学校で四・七パーセント(全国七・〇パーセント)、五月統計)、中学校で七・一パーセント(同前一八・八パーセント)、高校で二七・七パーセント(同前四二・六パーセント)というのが現状である。たとえ受験勉強の影響や全国平均を上回るという事実を考慮したとしても、上級学校に進むことに不読者が増加する現実には深刻である。年度内に朝読書の実施率が小中学校で一〇パーセントに到達したことなので、今後の読書率向上に期待したい。司書の配置率は小学校で四一パーセント、中学校で三八パーセント、高校で九〇パーセントとなっているが、それは事務職員の兼務を含む数字であるところに問題がある。早急に学校司書の専任化をはかり、児童・生徒の読書活動を活性化すべきである。司書教諭の配置は順調に進んでいるが、その授業時数の軽減措置には問題がある。軽減時間数ゼロの司書教諭が小学校で七〇パーセント、中学校で九一パーセント、高校で七二パーセントというのが現状である。学校図書館の効率的利用を考える上からも、可及的速やかに司書教諭の授業時数軽減を行うべきである。教育費や人件費の増加が望めないとしたならば、定年退職後の教員のボランティアとしての起用なども視野に入れる必要があるであろう。公立図書館のあり方にも課題がある。まず市町村合併による地域間格差の問題を克服しなければならぬ。大都市に吸収合併された町村の住民がその日から図書館利用

に恵まれることはありえないのである。県内図書館のハブとしての「新県立中央図書館」の建設は必要である。しかし、残念ながら、箱物行政の限界を考えれば、県内各自治体が新たな図書館を多く建設することは現実的ではないのかも知れない。合併が必要とされなくなった公共施設の利用も考慮せざるをえないであろう。その場合、県内各公共図書館を結び情報網の整備も重要である。高齢化社会に備えた図書館のサービスも考えざるをえない課題であろう。たとえ近隣に図書館が存在したとしても、そこまで移動が困難な高齢者が増加することが予想されるからである。また身体の不自由な人々にたいするサービスも考慮しなければならぬであろう。それら社会的弱者への課題を克服するためには図書館の流通問題を根本から考え直す必要があるであろう。

行政の側にはあくまでも県民の視線を重視した読書活動の推進が望まれるが、県民の側もその責任を行政の側にも負わせるべきではない。読書運動の主体はいうまでもなく県民でなければならない。県民の無関心は読書運動を後退させるだけである。昭和三十五年五月五日、鹿児島県立図書館長であった児童文学者の椋鳩十がスタートさせた母と子の読書運動、その全国的普及に貢献したのは全国の母親たちであったことを忘れてはならないであろう。家庭や地域における県民一人一人の積極的な読書活動推進への参加、それこそが「読書県しずおか」実現への第一歩である。

(三) 浜松市における図書館問題

読書活動推進のメッカは公共図書館と学校である。ここでは浜松市における図書館の問題点について考えてみたい。浜松市は静岡県西部地区の拠点都市である。平成十七年七月一日、旧浜松市・浜北市・天竜市・舞阪町・雄踏町・細江町・引佐町・三ヶ日町・春野町・佐久間町・水窪町・龍山村の十二市町村が合併し、推計人口八十一万四千八百十五人（七月一日現在）、面積は岐阜県の高山市に次いで全国第二位の新浜松市が誕生した。北は長野県境から南は遠州灘までという広域自治体となったのである。その結果、新市には二十二の図書館（内一は分室）が分散して存在することになったのである。しかし、それは同時にさまざまな問題点や矛盾を抱えることにもなったのである。この浜松市における広域合併のもたらした図書館の課題は同様な問題を抱える全国の自治体の象徴といえないこともない。

浜松市における図書館問題の解決は市の教育委員会に委ねられることになった。それを受けた教育委員会は「浜松市立図書館協議会条例」を次のように改正し、七月一日から施行した。

(設置)

第一条 市は、図書館法（昭和二五年浜松市条例法律第一一八号）第一四条第一項の規定に基づき、浜松市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(委員)

第二条 協議会は、委員一五人以内で組織する。

二委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第三条 協議会に会長及び副会長を置く。

二会長及び副会長は、委員の互選により定める。

三会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

四副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

二協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

三協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

四協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

この浜松市立図書館協議会条例に基づき、七月十三日、浜松市立中央図書館において、第一回浜松市立図書館協議会が開催された。まず委員の任命が行われた。委員の構成は社会教育関係十一

名、学校教育関係一名、学識経験者三名の計十五名である。会長、副会長の互選も行われ、会長には浜松大学教授安藤勝志、副会長には静岡文化芸術大学助教林左和子が選ばれた。

協議内容としては市内各図書館の置かれている現況と今後の課題についての報告、それについて、各委員による質疑と提言が行われた。市内各図書館の現況報告から明らかにされた最大の問題点、それは地域間格差の問題である。旧浜松市にある図書館と新浜松市に編入された市町村の図書館ではそのサービスに差が見られるということである。たとえば、平成十五年度の旧浜松市の年間図書貸し出し延べ冊数は二、四六五、七八五冊であるのに対し、旧龍山村のそれはわずか七八冊にすぎない。旧浜松市の六〇一、八六三人（平成一五年八月三一日現在）、旧龍山村の一、二二四人（同前）という人口比を考慮したとしても、あまりにも格差の目立ちすぎる数字である。しかし、この数字だけを見て旧龍山村の図書館の責任を問うことはできない。図書館は森林文化会館内に存在するものの、そこに専従の司書を置き、一日中開館することは村の予算上不可能だったからである。小規模自治体の置かれている悲劇がここにもあるといわなければならない。新市の誕生により、新市の図書館が所蔵する全資料二、〇〇〇、〇〇〇冊余を全市民が利用できるようになり、多少サービスは改善されたが、依然として地域間格差が解消されたわけではない。ただし、本年度は「一市十二制度」を維持せざるをえないが、できるかぎり早急にサービスの平均的向上をめざすことが確認された。今回の会

議においては次のような改善方針が確認された。

- ア 電算システム未導入館を解消し、全域で均一のサービスを受けることができる。
- イ 新市全ての図書館の資料を一枚の利用者カードで利用できる。
- ウ どこで借りてどこで返してもよい。貸出データは即時処理される。
- エ インターネットによる蔵書の検索・予約も全市民が利用できる。ネット上で最寄の図書館を受取場所指定できる。
- オ メールによる新着情報やイベント情報などの情報発信サービスを、希望する全市民が受けることができる。
- カ システム上のデータと資料（現物）を一致させ、利用者に迅速に資料を提供するために、物流システムを整備する。
- キ ブックスタート事業は、平成一七年度は旧二市五町で実施しているが、二年後を目途に全域で統一した事業を実施し、子育て支援及び乳幼児からの読書習慣の形成を図る。
- ク 平成一八年度の一〇月に開館を予定している新城北図書館は、第二中央図書館として、時代の要請に合わせて以下のサービスを重点的に担う。
 - ・ 四〇万冊を収容し図書の出納をコンピュータで制御する
 - 「自動出納書庫」を設け、全館の閉架機能を担い、年々増加する資料の効率的な管理を図る。
 - ・ 二台の移動図書館車を集結させ、来館が困難な利用者への

サービスを実施する。

- ・ 視覚障害者に音訳図書・点訳図書を提供する「声のライブラリー」の拠点を現中央図書館から移し、市全域へのサービスを提供する。
 - ・ 音楽図書コーナーを設け、AV資料や専門図書、専門雑誌の収集を図る。
 - ・ ビジネス支援コーナーを設け、有料データベースの提供や、大学・関連団体とネットワークを結ぶことにより、ビジネス情報を提供する。
 - ・ 児童サービスの中心館として、学校やボランティアとの連携を図る。
- これらの浜松市立図書館が掲げた目標は公共図書館の理想像ではあるが、それを達成するためには行政側の意識改革が必要である。今後、公共図書館は「無料貸し本屋」と揶揄されることから脱皮しなければならぬことはむろんのことであるが、利用者に対するレファレンスのみに留まらず、文化やビジネスの情報発信基地としての役割も担わなければならない。検索システムも書名や作者名からの検索だけではなく、そのテーマやキーワードからの検索も可能にすべきであろう。将来的には電子図書も効率的に利用すべきであろう。また、指定管理者制度や図書館業務の一部民営化も視野にいれなければならないであろう。それについては、七月二十二日、NHKテレビ放映の「ナビゲーション」（名古屋放送局）で紹介された「企業が図書館を変える」という番組が参

考になるであろう。そこでは人材派遣企業が学校や公共図書館に司書の資格を持っている社員を派遣しているという三重県内のケースが紹介されていた。効率化、経費軽減、サービス向上に効果をあげているという内容であった。今後の図書館運営を考えさせる番組であった。またボランティアの育成も不可避の課題である。その点においては浜松市教育委員会の実施している学校図書館補助員制度が注目される。現在は週三日、一日四時間程度とのことであるが、今後の制度充実が期待されることである。公共図書館においても、子育てが一段落したり、定年を迎えた司書資格を所有者している人々の協力を得ながら、公共図書館補助員制度のようなものを確立することも必要であろう。

浜松市立図書館の場合も時代のニーズに応じた役割を果たすということからは免れえないであろう。しかし、市民を置き去りにした改革は許されないであろう。市民に対するサービスを忘れた公共施設は存在してはならない。浜松市立図書館の解決しなければならぬ課題、その第一も図書館サービスにおける地域間格差の解消である。そのためには、公平で適材適所の人材配置、図書館間のネットワークの整備、流通システムの確立が急務である。その上で県立中央図書館と協力し、県内の他地域の公共図書館との連携をはかる必要もあるであろう。さらにはその地理的条件を生かし、将来は県境を越えて三遠南信の図書館との連携も模索する必要があるのではなからうか。市民の側もまた行政に一方的に寄りかかるような依存的体質は卒業し、みずからの意志で積極的

に市立図書館の運営に参画する必要があるであろう。元来、遠州地方には豊田佐吉、山葉寅楠、本田宗一郎のようなユニークなアイデアを持った起業家を輩出した土壌がある。遠州人気質の「やまいか」（やろうという強い意志をあらわす遠州弁）精神がある。行政と市民とが積極的にアイデアを出し合っていけば、浜松市立図書館の抱えている難問も必ず解決できるにちがいない。

（あんどろ・かつし 浜松大学教授）